

和歌山観光PRシンボルキャラクターデザイン使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、(社)和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が決定した、和歌山観光PRシンボルキャラクター「わかぱん」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合に必要な事項を定める。

（定義）

第2条 デザインとは、和歌山観光PRシンボルキャラクター「わかぱん」デザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

（使用承認の手続き）

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめデザイン使用申請書（様式第1号）を観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1)和歌山県が使用するとき
- (2)国、地方公共団体が使用するとき
- (3)報道機関が報道及び広報目的で使用するとき
- (4)その他、会長が使用を適当と認めたとき

2 会長は、前項ただし書きにより承認申請を省略したものに対し、デザインの使用状況について報告を求めることができる。

（使用承認の基準）

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて使用を承認するものとする。

- (1)観光連盟の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2)和歌山観光の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのある場合
- (3)デザインを第6条に規定する項目に基づき使用しない、又は使用しないおそれのある場合
- (4)法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合
- (5)特定の政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (6)特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (7)営業又は販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ観光連盟と協議し、許諾を得たものは除く。
- (8)立体化して使用する場合。ただし、あらかじめ観光連盟と協議し、許諾を得たものは除く。
- (9)その他、会長が不適切であると判断した場合

2 前項に規定する承認は、デザイン使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 会長は、デザインの使用を承諾するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認された内容のみに使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- (2)承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3)デザインマニュアルに定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4)デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5)期間を遵守すること。
- (6)原則として、わかぱんに近接して「和歌山観光PRシンボルキャラクター」と表記を付すこと。

(完成品の提出)

第7条 第4条に関わる承認にかかる物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の内容の変更)

第8条 デザインの使用の承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、デザイン使用承認変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の取り消し)

第9条 会長は、デザインの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取り消しは、デザイン使用承認取消書(様式第4号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認にかかる物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、観光連盟はその責めを負わない。

- 2 デザインの使用承認を受けた者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、観光連盟は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年9月12日から適用する。